

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	健康管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南富良野町は、健康管理に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康管理に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結を実施している。

評価実施機関名

北海道 南富良野町長

公表日

令和3年12月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊婦健診、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。また、任意予防接種に係る接種の管理を行っている。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を実施している。 ・高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導、保健事業を実施している。 ・健康増進法に基づくがん検診、健康診査、健康相談、家庭訪問等の健康増進事業を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 2 予防接種の記録、台帳管理 3 健診の予約受付、受診、結果の記録管理 4 各種訪問・相談記録 5 統計処理・報告資料の作成等 6 新型インフルエンザの予防接種 7 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 8 予防接種実施後に接種記録等を登録、管理し、他の市区町村へ接種記録の照会・提供 9 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各種保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。ただし、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、ワクチン接種記録システム(VRS)を介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、総合行政情報システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル、予防接種管理ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10,30,49,59,76,93の2項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(10,24,40,46,54条) 番号法第19条第16項(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(16の2, 16の3, 17, 18, 19, 56の2, 69の2, 70, 115の2項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南富良野町 総務課職員法制係 TEL0167-52-2112 北海道空知郡南富良野町字幾寅
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南富良野町 総務課職員法制係 TEL0167-52-2112 北海道空知郡南富良野町字幾寅

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導を実施している。	・高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導、保健事業を実施している。	事後	
令和1年6月25日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10,49,76項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(10,40,54条)	番号法第9条第1項 別表第一(10,30,49,59,76項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(10,24,40,46,54条)	事後	
令和1年6月25日	I-5② 所属長の役職名	保健福祉課長 鈴木 誠	保健福祉課長	事後	
令和1年6月25日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月7日 時点	平成31年5月31日 時点	事後	
令和1年6月25日	II 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月7日 時点	平成31年5月31日 時点	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	
令和2年2月19日	②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊婦健診、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。また、任意予防接種に係る接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導、保健事業を実施している。 ・健康増進法に基づくがん検診、健康診査、健康相談、家庭訪問等の健康増進事業を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 2 予防接種の記録、台帳管理 3 健診の予約受付、受診、結果の記録管理 4 各種訪問・相談記録 5 統計処理・報告資料の作成等 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各種保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊婦健診、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。また、任意予防接種に係る接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導、保健事業を実施している。 ・健康増進法に基づくがん検診、健康診査、健康相談、家庭訪問等の健康増進事業を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 2 予防接種の記録、台帳管理 3 健診の予約受付、受診、結果の記録管理 4 各種訪問・相談記録 5 統計処理・報告資料の作成等 6 新型インフルエンザの予防接種 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各種保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
令和2年2月19日	3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10,30,49,59,76項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(10,24,40,46,54条)	番号法第9条第1項 別表第一(10,30,49,59,76,93の2項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(10,24,40,46,54条)	事後	
令和2年2月19日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(17, 18, 56の2, 70項)	番号法第19条第7号 別表第二(17, 18, 56の2, 70, 115の2項)	事後	
令和3年5月17日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊婦健診、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。また、任意予防接種に係る接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導、保健事業を実施している。 ・健康増進法に基づくがん検診、健康診査、健康相談、家庭訪問等の健康増進事業を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 2 予防接種の記録、台帳管理 3 健診の予約受付、受診、結果の記録管理 4 各種訪問・相談記録 5 統計処理・報告資料の作成等 6 新型インフルエンザの予防接種 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各種保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊婦健診、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。また、任意予防接種に係る接種の管理を行っている。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を実施している。 ・高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導、保健事業を実施している。 ・健康増進法に基づくがん検診、健康診査、健康相談、家庭訪問等の健康増進事業を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 2 予防接種の記録、台帳管理 3 健診の予約受付、受診、結果の記録管理 4 各種訪問・相談記録 5 統計処理・報告資料の作成等 6 新型インフルエンザの予防接種 7 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 8 予防接種実施後に接種記録等を登録、管理し、他の市区町村へ接種記録の照会・提供 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各種保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。ただし、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、ワクチン接種記録システム(VRS)を介して情報の照会と提供を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月17日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、総合行政情報システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム、総合行政情報システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年5月17日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10,30,49,59,76,93の2項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(10,24,40,46,54条)	番号法第9条第1項 別表第一(10,30,49,59,76項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(10,24,40,46,54条) 番号法第19条第15項(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年8月16日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(17, 18, 56の2, 70, 115の2項)	番号法第19条第7号 別表第二(16の3, 17, 18, 56の2, 70, 115の2項)	事後	
令和3年8月6日	②事務の概要		(以下を追加) 9 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 ² の交付を行う	事後	
令和3年8月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(16の3, 17, 18, 56の2, 70, 115の2項)	番号法第19条第7号 別表第二(16の2, 16の3, 17, 18, 19, 56の2, 69の2, 70, 115の2項)	事後	
令和3年8月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(16の3, 17, 18, 56の2, 70, 115の2項)	番号法第19条第8号 別表第二(16の2, 16の3, 17, 18, 19, 56の2, 69の2, 70, 115の2項)	事前	
令和3年12月14日	3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10,30,49,59,76,93の2項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(10,24,40,46,54条) 番号法第19条第15項(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表第一(10,30,49,59,76,93の2項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(10,24,40,46,54条) 番号法第19条第16項(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法19条第6号(委託先への提供)	事前	